

令和6年度（2024年度）

北海道おといねっふ美術工芸高等学校
入学者選抜の手引

音威子府村教育委員会

（令和5年（2023年）11月）

目 次

令和6年度(2024年度)北海道おといねっふ美術工芸高等学校 一般入学者選抜実施要項	1
---	---

令和6年度(2024年度)北海道おといねっふ美術工芸高等学校 推薦入学者選抜実施要項	7
---	---

<資料>

令和6年度北海道おといねっふ美術工芸高等学校入学者選抜に おける学校裁量についての実施予定	10
--	----

令和6年度北海道おといねっふ美術工芸高等学校入学者選抜に おける「入学者の受入れに関する方針等」	10
---	----

北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則	11
-------------------------	----

音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例	12
---------------------	----

音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例施行規則	16
-------------------------	----

令和6年度（2024年度）
北海道おといねっふ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項

（令和5年（2023年）10月31日教育長決定）

この要項（以下「おといねっふ一般要項」という。）は、令和6年度（2024年度）の北海道おといねっふ美術工芸高等学校の入学者の選抜（推薦による入学者を除く。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 募 集 人 員

40名（ただし、推薦による入学者を含む。なお、推薦による入学者の範囲は定員の50%程度の数とする。また、道外からの就学は、定員の50%程度の数の範囲内とする。）

2 出 願 資 格

道立高等学校一般入学者選抜実施要項（以下「道立一般要項」という。）の「2 出願資格」に準じる。

【留意事項】

北海道おといねっふ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項、道立一般要項、道立高等学校推薦入学者選抜実施要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項、北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項及び道立高等学校への道外からの出願に係る入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。

3 出 願 可 能 な 高 等 学 校

出願できる高等学校は、北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則（平成30年音威子府村教育委員会規則第1号）の定めるところによる。

4 出 願 可 能 な 学 科

全日制課程 工芸科

5 出 願 の 受 付

道立一般要項の「5 出願の受付」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「5 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

6 出 願 の 手 続

(1) 出 願 者 の 手 続

道立一般要項の「6 出願の手続（1）」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続（1）」の【留意事項】に準じる。

ただし、ア及びイについては次のとおりとし、オは該当しない。

ア 入学願書

おといねっぴ一般要項で定める入学願書とする。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (1) ア」の【留意事項】に準じる。ただし、1における「学校教育局学力向上推進課」を「音威子府村教育委員会」に読み替えるものとする。また、【留意事項】2 (2)は該当しない。

イ 入学検定料

音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例（昭和58年12月11日条例第12号）に定める金額（2,200円）をゆうちょ銀行払込取扱票により納入し、振替払込請求書兼受領証を入学願書の裏面に貼り付けること。

(2) 中学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続 (2)」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (2) ア及びイ」の【留意事項】に準じる。ただし、「6 出願の手続 (2) ア」の【留意事項】1は該当しない。

(3) 高等学校長の手続

道立一般要項の「6 出願の手続 (3)」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「6 出願の手続 (3)」の【留意事項】に準じる。

7 出願状況の発表

道立一般要項の「7 出願状況の発表」に準じる。

8 出願変更

道立一般要項の「8 出願変更」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「8 出願変更」の【留意事項】に準じる。
ただし、「8 出願変更 (1) ア」及び「8 出願変更 (2) ア (イ)」において、本学科に出願を変更するときは、「北海道おといねっぴ美術工芸高等学校通学区域規則〈平成30年音威子府村教育委員会規則第1号〉第4条」が適用される。

9 学力検査

道立一般要項の「9 学力検査」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「9 学力検査」の【留意事項】に準じる。
ただし、「9 学力検査 (5)」の【留意事項】の「2 学力検査の実施 (4)」における「所轄の教育局長及び学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長、上川教育局長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長」と読み替えるものとする。

10 面接等

道立一般要項の「10 面接等」に準じ、令和6年（2024年）3月6日（水）に行う。

11 学力検査及び面接等の会場

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「11 学力検査及び面接等の会場」の【留意事項】に準じる。

12 委託受検

道立一般要項の「12 委託受検」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「12 委託受検」の【留意事項】に準じる。

13 追検査

道立一般要項の「13 追検査」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「13 追検査」の【留意事項】に準じる。
ただし、【留意事項】における「所轄の教育局」は「音威子府村教育委員会及び上川教育局」と読み替えるものとする。

14 入学者の選抜

道立一般要項の「14 入学者の選抜」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「14 入学者の選抜」の【留意事項】に準じる。

15 合格発表

道立一般要項の「15 合格発表」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「15 合格発表」の【留意事項】に準じる。

16 合格者の追加

道立一般要項の「16 合格者の追加」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「16 合格者の追加」の【留意事項】に準じる。

17 第2次募集

道立一般要項の「17 第2次募集」に準じる。

ただし、「17 第2次募集（6）」における入学願書及び入学検定料については、おといねっぴ一般要項「6 出願の手続（1）」に定めるものとする。

【留意事項】

道立一般要項の「17 第2次募集」の【留意事項】に準じる。

18 道外からの出願者の手続

道立一般要項の「18 道外からの出願者の手続」は該当しない。出願者については、北海道おといねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則〈平成30年音威子府村教育委員会規則第1号〉第4条が適用される。

【留意事項】

- 1 おといねっぷ一般要項の「6 出願の手続」によること。
- 2 道立一般要項の「6 出願の手続 (2) イ」の個人調査書（別記様式3）については、当該都府県の定める様式による書類をもって代えることができる。

19 学力検査の得点の情報提供

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」に準じる。

【留意事項】

道立一般要項の「19 学力検査の得点の情報提供」の【留意事項】に準じる。

20 北海道教育委員会への報告

道立一般要項の「20 北海道教育委員会への報告」に準じる。

21 そ の 他

道立一般要項の「21 その他」に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

【留意事項】

道立一般要項の「21 その他」の【留意事項】に準じる。

※受検番号 ()

入学願書

令和 年 月 日

北海道おといねっぶ美術工芸高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

貴校に入学したいので、許可してください。

出願課程	全日制的課程	出願学科	工芸科
出願者	ふりがな氏名	昭和・平成 年 月 日生	ふりがな氏名
出願者	現住所	□□□-□□□□	現住所
出願者	出身(在籍)中学校		電話番
出願者	中学校卒業(卒業見込)年月日		出願者との関係
入学者選抜における特別な配慮の希望の有無		有・無	
全日制的課程の本学科へ就学するときの区分	1 北海道おといねっぶ美術工芸高等学校通学区規則第2条による就学 2 北海道おといねっぶ美術工芸高等学校通学区規則第4条による就学		

記入上の注意

- 「出願者の生年月日」、「入学者選抜における特別な配慮の希望の有無」及び「全日制的課程の本学科へ就学するときの区分」の欄は、該当する文字又は記号を○で囲むこと。
- 「出願者」の欄の中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、中等教育学校の前期課程の場合は、「卒業」を「修了」と読み替えること。
- ※印の欄は記入しないこと。
- 推薦入学者選抜により出願する者は、「※受検番号」の欄の左余白に㊦と朱書すること。

写真台紙

※受検番号 ()

ふりがな出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
高等学校	北海道おといねっぶ美術工芸高等学校
課程	全日制的課程
学科	工芸科

- (注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。
2 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする事。
3 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。

(縦七センチメートル、横五センチメートル)
写真を貼る位置
(出願前三か月以内に
上半身を正面から撮影したもの)

令和6年度(2024年度) 北海道おといねっぶ美術工芸高等学校受検票

※受検番号 ()

出願者氏名	
出身(在籍)中学校	
高等学校	北海道おといねっぶ美術工芸高等学校
課程	全日制的課程
学科	工芸科

記入上の注意

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 出身(在籍)中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとする事。
- 推薦入学者選抜の出願者は、受検番号欄の左余白に㊦と朱書すること。

学力検査の検査時間等

検査時間	3月5日(火)	受検場入室 8:40まで 第1部 国語 9:20~10:15 第2部 数学 10:35~11:30 第3部 社会 11:50~12:45 第4部 理科 13:35~14:30 第5部 英語 14:50~15:45
持参品	ア 受検票 イ 鉛筆(シャープペンシルを含む。)、消しゴム、定規(分度器の付いていないもの)、コンパス及び鉛筆削り ウ 上履き及び昼食 エ 計算機(時計型、ペンシル型を含む。)、携帯電話(スマートフォンを含む。)、辞書機能付時計、ウェアラブル端末(スマートウォッチを含む。) オ その他、学力検査の公正を損なうおそれのあるものの持込みは認めない。	

令和6年度（2024年度）
北海道おといねっふ美術工芸高等学校推薦入学者選抜実施要項

（令和5年（2023年）10月31日教育長決定）

この要項（以下、「おといねっふ推薦要項」という。）は、令和6年度（2024年度）の北海道おといねっふ美術工芸高等学校の推薦による入学者の選抜の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 対 象 学 科

全日制課程 工芸科

2 推薦による入学者の範囲

募集人員の50%程度の数とする。

3 出 願 資 格

道立高等学校推薦入学者選抜実施要項（以下、「道立推薦要項」という。）の「3 出願資格」に準じる。ただし、(1)アにおける「道内」を「国内全域」とする。なお、(2)は該当しない。

【留意事項】

- 1 北海道おといねっふ美術工芸高等学校一般入学者選抜実施要項、道立高等学校一般入学者選抜実施要項、道立推薦要項、連携型中高一貫教育を実施する道立高等学校入学者選抜実施要項及び北海道有朋高等学校入学者選抜実施要項並びに市町村立高等学校の入学者選抜実施要項により出願した者は、同時にこの要項により出願することはできない。
- 2 令和6年（2024年）3月末日までに、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了する見込みの者が出願する場合にあっては、在籍する当該施設長の推薦を得て出願することができる。

4 出 願 の 受 付

道立推薦要項の「4 出願の受付」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「4 出願の受付」の【留意事項】に準じる。

5 出 願 の 手 続

(1) 出願できる学科

出願できる学科は、全日制課程の工芸科とする。

(2) 出願書類の交付

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2)」に準じる。

ただし、「ア 出願者の手続 (ア)」については、北海道おといねっふ美術工芸高等学校学則（平成30年教育委員会規則第1号）第13条の規定による入学願書とする。

【留意事項】

道立推薦要項の「5 出願の手続 (2)」の【留意事項】に準ずる。
ただし、入学願書用紙、写真台紙・受検票用紙は、音威子府村教育委員会において作成する。

また、「ア 出願者の手続き (イ)」については、音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例（昭和58年12月11日条例第12号）に定める金額（2,200円）をゆうちょ銀行払込取扱票により納入し、振替払込請求書兼受領証のコピーを入学願書の裏面に貼り付けることとする。

6 出 願 状 況 の 発 表

道立推薦要項の「6 出願状況の発表」に準じる。

7 出 願 変 更

道立推薦要項の「7 出願変更」に準じる。

8 面 接 等

道立推薦要項の「8 面接等」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「8 面接等」の【留意事項】に準じる。ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

9 選 抜 の 方 法

高等学校長は、「入学者選抜委員会」などで、次に示す資料を総合的に評価し、合格内定者を決定すること。

- (1) 出願者から提出された自己推薦書
- (2) 中学校長から提出された個人調査書
- (3) 面接の結果

10 合格内定者の通知及び入学の確約

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「10 合格内定者の通知及び入学の確約」の【留意事項】に準じる。

11 合格内定者数の発表

道立推薦要項の「11 合格内定者数の発表」に準じる。

12 再 出 願

道立推薦要項の「12 再出願」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「12 再出願」の【留意事項】に準じる。

13 合 格 発 表

道立推薦要項の「13 合格発表」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「13 合格発表」の【留意事項】に準じる。

14 北海道教育委員会への報告

道立推薦要項の「14 北海道教育委員会への報告」に準じる。

15 そ の 他

道立推薦要項の「15 その他」に準じる。

【留意事項】

道立推薦要項の「15 その他」の【留意事項】に準じる。

ただし、「学校教育局学力向上推進課長」は「音威子府村教育委員会教育次長及び北海道教育委員会学校教育局学力向上推進課長」に読み替えるものとする。

北海道おとねっぷ美術工芸高等学校

令和6年度北海道おとねっぷ美術工芸高等学校入学者選抜における学校裁量についての実施予定

学区	学校名	学科名	推薦入試											一般入試									
			入学枠 (%程度)	面接以外に実施する項目				個人調査書の項目のうち、選抜にあたって評価の対象とする項目							学力検査等の実施				複数尺度による選抜で重視する項目				
				英語の聞き取りテスト	英語による問答	実技	作文	学習の記録	総合的な学習の時間	特別活動	奉仕活動	スポーツ・文化活動	資格・検定試験	その他	学力検査 傾斜配点の教科(倍率)	実技	面接		学力検査の成績を重視	個人調査書を重視		実技等	
道内全域	おとねっぷ美術工芸	工芸	50					○	○	○	○	○	○			○				7:3	7:3		○

令和6年度北海道おとねっぷ美術工芸高等学校推薦入学者選抜における「入学者の受入れに関する方針等」

学区	学校名	学科名	入学枠(%程度)	入学者の受入れに関する方針等
道内全域	おとねっぷ美術工芸	工芸	50%	次の全てに該当する生徒 1 工芸や美術に対する適性及び興味・関心を持っている生徒 2 心身ともに健康で、学習活動に積極的に取り組み、進路目標が明確で前向きな高校生活を送る意志を持っている生徒 3 部活動、生徒会活動、ボランティア活動、国際理解等に興味・関心を持ち、主体的にこれらの活動に取り組もうとする意志を持っている生徒

※「北海道おとねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則」により、**学区外(国内全域)からの出願も可能**です。

北海道おとねっぷ美術工芸高等学校通学区域規則、その他本校の入学者選抜に係わる詳細は北海道おとねっぷ美術工芸高等学校にお問い合わせください。また、下記のホームページでも御覧になれます。

北海道おとねっぷ美術工芸高等学校のURL

<https://otoineppu-h.ed.jp/>

学校所在地 〒098-2501 中川郡音威子府村字音威子府181番地1 電話 01656(5)3044 FAX 01656(5)3838

※入学者選抜に係わるその他の事項については、「令和6年度道立高等学校入学者選抜の手引」並びに「令和6年度北海道おとねっぷ美術工芸高等学校入学者選抜の手引」に従って実施します。

北海道おといねっふ美術工芸高等学校通学区域規則

平成30年8月30日
音威子府村教育委員会規則第1号

（目 的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、北海道おといねっふ美術工芸高等学校（以下「おといねっふ美術工芸高校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）について定めることを目的とする。

（通学区域）

第2条 おといねっふ美術工芸高校への就学（転学若しくは編入学又は転籍による場合も含む。以下同じ。）に係る学区は、別表のとおりとする。

第3条 おといねっふ美術工芸高校へ就学しようとする者（以下「就学希望者」という。）は学区内にその保護者（就学希望者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいう。以下同じ。）の住所の存する者とする。

（学区外就学）

第4条 毎学年の初めにおける第1学年の入学の場合において、前条に規定する就学希望者以外の国内全域の就学希望者は、前条の規定にかかわらず、第1学年の生徒の入学定員に100分の50を乗じて得た数の範囲内で、おといねっふ美術工芸高校に就学することができる。

第5条 おといねっふ美術工芸高等学校の生徒の保護者の住所に変更があった場合においては、引き続き就学することができる。

（教育長への委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行し、同日におといねっふ美術工芸高校の第1学年に入学する者に係る就学から適用する。
- 2 平成31年3月31日以前におといねっふ美術工芸高校の第1学年に入学し在籍する者及びその学年に係る就学については、北海道立高等学校通学区域規則（平成16年北海道教育委員会規則第1）による。
- 3 音威子府村立高等学校通学区域規則（平成12年8月24日教委規則第4号）を廃止する。

別 表

就学すべき高等学校	通 学 区 域
北海道おといねっふ美術工芸高等学校	道 内 全 域

<資料>

○音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例

昭和58年12月21日

条例第12号

(趣旨)

第1条 音威子府村立高等学校の入学検定料、入学料及び授業料（以下「入学料等」という。）は、この条例の定めるところによる。

(入学料等の額)

第2条 入学料等の額は、別表のとおりとする。

(納付方法等)

第3条 入学料等の納付方法その他徴収手続きは、教育委員会（以下「委員会」という。）の定めるところによる。

(既納の入学料等)

第4条 既納の入学料等は、いかなる事情があつても還付しない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。ただし、全日制の課程の入学検定料は昭和59年2月1日から、全日制の課程の授業料、入学料については昭和59年4月1日から適用する。
- 2 音威子府高等学校授業料等徴収条例（昭和27年条例第2号）は、昭和59年3月31日をもって廃止する。
- 3 この条例施行の日以降において転学等による編入学生に係る授業料等は、当該者の属する年次の在学者に係わる額と同額とする。

附 則（昭和59年3月10日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和60年12月23日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は昭和61年2月1日から、入学料は昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月17日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。ただし、昭和60年4月1日以前の在学者にあつては従前の例による。

附 則（昭和 6 2 年 9 月 2 9 日 条例 第 1 0 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 6 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 6 3 年 3 月 1 1 日 条例 第 4 号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は昭和 6 3 年 1 月 1 日から、入学料は昭和 6 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成元年 3 月 1 4 日 条例 第 1 0 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。ただし、昭和 6 3 年 4 月 1 日以前の在学者にあつては、従前の例による。

附 則（平成 3 年 1 2 月 1 8 日 条例 第 2 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は平成 4 年 1 月 1 日から、入学料は平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 4 年 3 月 9 日 条例 第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成 4 年 4 月 1 日以前の在学者にあつては、従前の例による。

附 則（平成 5 年 1 2 月 1 5 日 条例 第 2 0 号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は平成 6 年 1 月 1 日から、入学料は平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 9 年 1 2 月 1 7 日 条例 第 1 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、入学検定料は平成 1 0 年 1 月 1 日から、入学料は平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 0 年 3 月 1 0 日 条例 第 6 号）

- 1 この条例中第 1 条、次項及び附則第 4 項の規定は平成 1 0 年 4 月 1 日から、第 2 条及び附則第 3 項の規定は平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 1 0 年 3 月 3 1 日において現に音威子府高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、第 1 条の規定による改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成 1 1 年 3 月 3 1 日において現に音威子府高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、第 2 条の規定による改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成 1 0 年 4 月 1 日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、この条例による改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表の規定に

かかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成12年3月10日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年3月15日条例第10号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 2 平成13年3月31日において現に音威子府高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の規定による。
- 3 平成13年4月1日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、この条例による改正後の音威子府高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成14年1月11日条例第2号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月10日条例第9号）

- 1 この条例の規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において、現におといねつぶ美術工芸高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、改正後の音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の規定による。
- 3 平成18年4月1日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、この条例による改正後の音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成20年3月7日条例第7号）

- 1 この条例の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において、現におといねつぶ美術工芸高等学校の生徒であつた者に係る授業料の額は、改正後の音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成20年4月1日以後において、転学若しくは転籍又は編入学をした者に係る授業料の額は、この条例による改正後の音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例別表の規

定にかかわらず、当該者が転学若しくは転籍又は編入学をした年次に属する在学者に係る額と同額とする。

附 則（平成22年6月28日条例第7号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例の規定は平成22年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度分の授業料の徴収については、改正後の音威子府村立高等学校の入学料等徴収条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月7日条例第4号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 施行日前から引き続き音威子府村立高等学校に在学する者（施行日前日に音威子府村立高等学校以外の高等学校（公立高等学校に係る授業料不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律18号）第2条第2項に規定する公立高等学校及び同上第3項に規定する私立高等学校等をいう。）に在学したものであつて、施行日以後に引き続き音威子府村立高等学校に転学し、又は編入学した者を含む。）については、改正後の第2条及び第3条にかかわらず、授業料を徴収しない。

別表

区分	金額	摘要
入学検定料	2,200円	
入学料	5,650円	
授業料	9,900円	月額

<資料>

○音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例施行規則

平成22年3月10日

教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例（昭和58年条例第12号）第3条の規定に基づき、音威子府村立高等学校の授業料、入学検定料、入学料の徴収に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料等の納付方法)

第2条 授業料は、別に定める納入通知書により毎月10日までに音威子府村会計管理者（以下「会計管理者」という。）に納付するものとする。

2 前項の納付期限が休業日に当たるときは、その翌日とする。

3 第1項に規定する納付期限後に、納付義務が生じた場合は、その月の授業料の納付期限は納付義務が生じた日から10日目とする。

4 入学検定料及び入学料は、会計管理者に納付するものとする。

(出席停止及び納付督促)

第3条 生徒が授業料を納付期限後10日を過ぎても納付しない場合は、校長は、その生徒及び保護者に対し、別記第1号様式による授業料納付督促書を送付しなければならない。

2 前項の規定によつて、授業料を納付しない場合には、校長は、その生徒に対して出席停止を命ずることができる。

(退学処分)

第4条 生徒が前条の規定による授業料納付督促書を受けた日から30日を過ぎても授業料を納付しない場合には、校長は、その生徒に対して退学を命ずることがある。

2 前項の規定により退学を命ずる場合には、校長は、生徒並びにその保護者及び保証人に対して別記第2号様式による退学処分通知書を送付するとともに、この旨を教育委員会（以下「委員会」という。）に報告しなければならない。

(授業料の免除)

第5条 委員会は、生徒の家庭が次の各号の一に該当し、貧困のため授業料の納付が困難と認められる場合は、その生徒の授業料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 地震、水害、台風及び冷害等の災害を受けた場合

(2) 火災等の災厄に遇つた場合

<資料>

(3) その他特別の理由がある場合

(授業料の減額)

第6条 生徒が学年中途において入学、転学、退学又は死亡した場合には、その生徒の授業料は、在学しない月を減額するものとする。

2 学校の休業又は生徒の休学が全月に涉るときは、その月の授業料は減額するものとする。

(免除の申請)

第7条 第5条の規定により授業料の免除を受けようとするものは、毎年4月15日までに別記第3号様式による授業料免除申請書を校長に提出しなければならない。ただし、学年の途中で第5条に定める免除の事由が生じた場合は、その事由の生じたときに提出することができる。

2 前項に規定する申請書には、別記第4号様式による家庭状況調査書及び免除を受けようとする事由を証明することができる書類を添えなければならない。

3 校長は、第1項の申請を受理したときは、意見書を添えて、10日以内に委員会に進達しなければならない。

(免除の決定及び通知)

第8条 委員会は、授業料の免除を決定したときは、別記第5号様式による授業料免除証を校長を通じ本人に交付するものとする。

(免除の取消)

第9条 校長は、授業料を免除されている者で、その免除の事由が消滅したと認められる者があるときは、別記第6号様式により委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告書に基づき、授業料の免除の必要がないと認めたときは、これを取り消し、その旨を別記第7号様式により校長を通じて本人に通知する。

(授業料の徴収猶予)

第10条 委員会は、授業料を納付すべきものが第5条各号の一に該当し、授業料の納付が困難であると認められるときは、そのものの授業料の徴収を1年の範囲内において猶予することができる。

(徴収の猶予の申請)

第11条 前条の規定による授業料の徴収の猶予を受けようとするものは、その事由が生じた後、速やかに別記第8号様式による徴収猶予申請書を校長に提出しなければならない。

<資料>

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

(徴収の猶予の決定の通知及び取消)

第12条 授業料の徴収の猶予の決定の通知及び取消については、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第8条中「別記第5号様式による授業料免除証」とあるのは、「別記第9号様式の授業料徴収猶予証」と、第9条第1項中「別記第6号様式」とあるのは「別記第10号様式による授業料徴収猶予事由消滅報告書」と、同条第2項中「別記第7号様式」とあるのは「別記第11号様式による授業料徴収猶予取消通知書」と読み替えるものとする。

(転学者等の徴収を猶予された授業料の納付)

第13条 授業料の徴収の猶予を受けているものが転学又は退学するときは、その徴収の猶予を受けている授業料を転学又は退学の日までに納付しなければならない。

(教育長への委任)

第14条 この規則の施行について、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(授業料の徴収猶予)

2 委員会は、音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例（昭和58年条例）第3条及び音威子府村立高等学校の授業料等徴収条例施行規則（平成22年3月10日教育委員会規則第1号）第2条の規定にかかわらず、当分の間、徴収を猶予することができる。ただし、この規定は、平成22年4月分の授業料から適用し、平成22年3月分までの授業料については従前の例による